

船舶インシデント調査報告書

令和4年3月2日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和3年2月13日 13時30分ごろ
発生場所	千葉県館山市沖ノ島北西方沖 館山飛行場灯台から真方位311° 2.4海里付近 （概位 北緯35° 00.6′ 東経139° 48.2′）
インシデントの概要	ミニボート（船名なし）は、航行中、電動船外機が運転できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和3年4月30日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（長さ約2.7m） なし、個人所有 電気推進機関、船外機、出力0.41kW
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.3～0.4m
インシデントの経過等	<p>本船は、操縦者が1人で乗り、釣り場を移動する目的で電動船外機を始動したが、航行中にプロペラの回転数が低下して前進できなくなった。</p> <p>操縦者は、運航不能と判断して電動船外機を停止し、オールを使用して沖ノ島に向っていたところ、オールが折れて本船が風に圧流されたので118番通報し、来援した海上保安庁の監視取締艇にえい航されて帰港した。</p> <p>電動船外機は、本インシデント後、海上保安庁の職員により、プロペラ軸のシール部（以下「本件シール部」という。）に亀裂が生じて電動機部分に海水の浸入による絶縁不良が生じたことが判明し、海水を除去した後、元通りに回転することが確認された。</p> <p>操縦者は、令和2年11月ごろ釣り糸が本件シール部に巻き付いたことがあったので、本件シール部に亀裂が生じたこと本インシデント後に思った。</p>
分析	本船は、以前、釣り糸が巻き付いた本件シール部が点検されていない中、航行中、本件シール部に亀裂が生じ、電動船外機に海水が浸入したことから、電動船外機が絶縁不良となり、プロペラの回転数が低下し、電動船外機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考

	えられる。
原因	本インシデントは、本船が、以前、釣り糸が巻き付いた本件シール部が点検されていない中、航行中、本件シール部に亀裂が生じ、電動船外機に海水が浸入したため、電動船外機が絶縁不良となり、プロペラの回転数が低下し、電動船外機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 操縦者は、浮遊物が電動船外機のプロペラ軸のシール部に巻き付いた際、同シール部を点検すること。